

## ■ 大規模災害時の身元確認のための生前 DNA データの登録 ■

2011年3月11日の東日本大震災では、多くの身元不明者がでて、未だに身元を確認されていない方が多数おられます。被災直後であれば、顔貌や所持品から身元を確認することが可能です。しかし、時間の経過とともに身元確認は困難になってきます。

身元を確認するためには、生前の情報が重要です。ご遺体が誰であるか推定できて歯の治療経験がある場合、通院していた歯科医院に記録が残されていれば、その記録と実際の口の中の状態を比較することで身元確認が可能です。しかし、歯科記録の保存期間（5年間）を過ぎてしまうと生前の情報を手に入れることが困難になります。

身元を特定できる手がかりが何もない場合は DNA 鑑定を行って身元を確認することになります。

### ■ 生前の DNA 情報が有用な理由

亡くなった方の生前の DNA 情報がない場合には、血縁関係にある方の DNA 情報を元に身元確認を行いますが、これには非常に時間がかかります。しかし、生前の情報として DNA 情報の登録をしておけば、万が一の大規模災害に遭われて亡くなったとしても、ご遺体の DNA 情報と生前に登録しておいた DNA 情報を照合することで、身元確認を確実に行うことができ、ご遺体をご遺族の元に間違いなく、且つ、迅速にお返しすることができるようになります。さらに、DNA の情報はデジタル化され、印刷して保管する必要がないため、火事で消失したり、津波で流されて紛失したりするおそれがありません。

このように、DNA の情報があれば、歯科治療を受けたことが無くても、歯が残っていなくても、確実に身元確認を行うことができます。

DNA の情報は最も重要な個人情報ですが、身元確認に**有用な部位のみ**（第2,3,4,5,7,8,11,12,13,16,18,21番染色体の一部及び性染色体の一部）を分析し、**その他の部位は一切分析を行いません**ので安心してお申込みください。

### ■ DNA 登録対象者

神奈川県・東京都に居住されている方、年齢は問いません。

### ■ DNA 登録方法

1. オムニスワブ(図1)で口腔粘膜細胞を採取します。頬の内側の数回擦るだけであり、不快感は殆どありません。擦ったオムニスワブを提出して頂きます。この後の処理は全てお任せください。生前の DNA 情報として登録させて頂き、万が一被災して亡くなられた場合に、死後の DNA 情報として亡くなられた場合に、死後の DNA 情報との照合を通じて、身元確認を行うこととなります。
2. 採取した口腔粘膜細胞から DNA を取り出します。
3. 取り出した DNA の内、身元確認に有用な部位のみ（前述）の情報を分析します。（図2）
4. 分析の結果得られた情報を生前の DNA 情報として登録、データベースを構築し、万が一身元確認が必要になった際に生前と死後のデータの照合を通じて身元確認を行います。

### ■ DNA 登録料

無料

（通常は有料ですが、国からの援助を受けて行われる研究によるものであり、無料で実施致します。）

### ■ DNA データの管理・運用等

神奈川県歯科大学 災害医療歯科学講座 が行います。保存データは大規模災害が発生し身元確認が必要になった場合のみ開示されます。

登録は神奈川県歯科大学 災害医療歯科学講座 の協力で行われます。

尚、この研究は、神奈川県歯科大学倫理審査委員会の認可（第 204 号）を得ております。



図1：オムニスワブ



図2：DNA シークエンサー